



鳥取県公報

平成 19 年 7 月 12 日 (木)
号外第 1 1 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--|--|
| ◇ 選管告示 | 参議院議員通常選挙における選挙長、選挙分会長等の選任 (67) 2 参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長が事務を行う場所 (68) 2 参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式 (69) 2 参議院議員通常選挙における仮投票用封筒等に押すべき印 (70) 5 参議院議員通常選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等 (71) . . . 5 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを 行う日時等 (72) 5 参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序のくじを 行う日時等 (73) 5 参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所等 (74) 6 |
| ◇ 参議院鳥 取県選挙 区選出議 員選挙選 挙長告示 | 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となる べき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) 6 |
| ◇ 参議院比 例代表選 出議員選 挙選挙分 会長告示 | 参議院比例代表選出議員選挙において名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となる べき者が10人を超えるときのくじを行う場所等 (1) 6 |

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第67号

平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長並びにこれらの職務代理者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成19年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

1 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙

- (1) 選挙長 米子市淀江町淀江601 須山 修次
- (2) 選挙長の職務代理者 鳥取市田園町四丁目371 桐林 正彦

2 参議院比例代表選出議員選挙

- (1) 選挙分会長 米子市淀江町淀江601 須山 修次
- (2) 選挙分会長の職務代理者 鳥取市田園町四丁目371 桐林 正彦

鳥取県選挙管理委員会告示第68号

平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長は、次の場所においてその事務を行う。

平成19年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 平成19年7月12日 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 2 平成19年7月13日以降 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会

鳥取県選挙管理委員会告示第69号

平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成19年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

(参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の投票用紙)

| | |
|---|--|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 </div> <div style="border: 1px solid black; height: 250px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="text-align: center;"> <p>第二十一回 参議院鳥取県 選挙区選出議員選挙投票</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <small>鳥取県</small> 選挙管理 委員会印 </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 </div> <div style="border: 1px solid black; height: 250px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="text-align: center;"> <p>点字投票 第二十一回 参議院鳥取県 選挙区選出議員選挙投票</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <small>鳥取県</small> 選挙管理 委員会印 </div> |
| <p>○ <small>ちゆうい</small> 注意</p> <p>1 <small>こうほしやしめい</small> 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>2 <small>こうほしやものしめいか</small> 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> | <p>○ <small>ちゆうい</small> 注意</p> <p>1 <small>こうほしやしめい</small> 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>2 <small>こうほしやものしめいか</small> 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> |

備 考

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

備 考

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

(参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙)

| | |
|--|--|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <small>こうほしやしめいまた</small> 候補者氏名又は <small>せいとう た せい</small> 政党その他の政 <small>じだんたい めいしようも</small> 治団体の名称若 <small>りやくしよう</small> しくは略称 </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 参 議 院 第二十一回 比例代表選出議員選挙投票 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 鳥 取 県 選挙管理 委員会 印 </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <small>こうほしやしめいまた</small> 候補者氏名又は <small>せいとう た せい</small> 政党その他の政 <small>じだんたい めいしようも</small> 治団体の名称若 <small>りやくしよう</small> しくは略称 </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 参 議 院 第二十一回 比例代表選出議員選挙投票 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 鳥 取 県 選挙管理 委員会 印 </div> |
| <p>○ 注意</p> <p>1 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。</p> <p>2 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。</p> | <p>○ 注意</p> <p>1 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。</p> <p>2 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。</p> |

備 考

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

備 考

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第70号

平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成19年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県選挙管理委員会告示第71号

平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第58条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成19年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

1 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙

(1) 日 時 平成19年7月13日 午後5時10分

(2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会

2 参議院比例代表選出議員選挙

(1) 日 時 平成19年7月16日 午前10時

(2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会

鳥取県選挙管理委員会告示第72号

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第66条第1項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

平成19年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

1 日 時 平成19年7月12日 午後6時

2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会

鳥取県選挙管理委員会告示第73号

平成19年7月29日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成19年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日 時 平成19年7月12日 午後5時10分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第74号

平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成19年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙会
 - (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
 - (2) 日 時 平成19年7月31日 午後3時
- 2 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会
 - (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
 - (2) 日 時 平成19年7月31日 午後4時

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長告示

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長告示第1号

平成19年7月29日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成19年7月12日

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長 須 山 修 次

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 平成19年7月26日 午後5時10分

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第1号

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙において参議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成19年7月12日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 須 山 修 次

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 平成19年7月26日 午後5時20分